

意見募集案件	北広島市総合計画(第6次)の策定について
担当課	企画財政部 総合計画課 電話 011-372-3311 内線 3642

意見募集期間	令和2年3月1日(日)から同月31日(火)まで
原案の公表場所 (閲覧・配布)	市役所総合計画課 及び 各出張所、北広島団地住民センター、エルフィンパーク、中央公民館、図書館、ふれあい学習センター(夢プラザ) 市ホームページ、広報北広島3月1日号
意見の提出方法・ 提出先	<p>・書面(様式自由)による提出</p> <p>・持参、郵送、ファックス、電子メールのいずれか</p> <p>近年、高度化・深刻化しているサイバー攻撃への対応力を高めるため、市役所への電子メールの取扱いが変更となり、電子メールに添付してファイルをお送りいただくことができなくなりました。<u>電子メールで提出される場合は、メール本文に直接記載いただくか、下記提出先までお問い合わせください。</u></p> <p>・意見提出者は、住所・氏名・電話番号・対象事業の計画番号を記入のこと (住所・氏名・電話番号の公表は行いませんが、記入のない意見には回答できない場合があります。)</p> <p>企画財政部 総合計画課 郵便番号 061-1192 (住所不要) 電話 011-372-3311 ファクシミリ 011-372-3850 電子メールアドレス:sogo@city.kitahiroshima.lg.jp</p> <p>添付ファイルは削除されますので、意見は本文に直接入力してください。</p>
検討結果の公表 予定時期	令和2年5月頃 提出意見(提出がなかった場合は、その旨)、提出意見の検討結果及びその理由をホームページで公表します。
対象となる政策等 の内容	<p>(1) 案を作成した趣旨、目的、理由 令和3年度から令和12年度までの計画であり、本市がめざす将来像や基本的な方向性をなどを明らかにし、その実現に向けたまちづくりの最上位計画とするために策定します。</p> <p>(2) その案件の決定内容(案)の骨子(概要) 別添ファイル「北広島市総合計画(第6次)原案」のとおり</p> <p>(3) 案を処理したときに生じる可能性のある市民生活への影響(検討の論点等) まちづくりの最上位計画として、令和3年度からこの計画の実施に取り組みます。</p>
対象となる政策等 の原案	・北広島市総合計画(第6次)原案
その他	・寄せられた意見を参考に、基本構想(案)を、北広島市議会の議決すべき事件に関する条例(平成30年北広島市条例第2号)第2条第1号の規定により令和2年6月の議会へ提案予定です。